

消費者契約法 4 1 条 1 項に基づく事前請求書

2 0 1 8 年 7 月 5 日

〒 1 0 4 - 0 0 6 1

東京都中央区銀座 4 - 1 0 - 1 0 銀座山王ビル 4 階

株式会社スタイルズ

代表取締役社長 堀江武吉 殿

〒 7 0 0 - 0 0 2 6

岡山市北区奉還町 1 - 7 - 7 オルガ 5 階

適格消費者団体

特定非営利活動法人消費者ネットおかやま

理事長 河田 英正

TEL : 086-230-1316

FAX : 086-230-1317

H P : <http://okayama-con.net/>

前略

当法人は、消費者団体訴訟制度の制度化を受けて、
不当な勧誘行為・不当条項の使用中止等の申入れや、
団体訴権を行使していくことを重要な活動内容とし

て、岡山県の消費者団体や消費者問題に取り組む個人によって、2007年6月6日に設立されたNPO法人です。2015年12月8日には、内閣総理大臣より消費者契約法13条に基づく適格消費者団体として認定されました（組織概要については当法人のウェブサイトをご参照ください）。

さて、既に2016年2月12日付申入書及び同年12月17日付申入書（再）において指摘させていただいたとおり、当法人において、貴社が使用する「結婚式・披露宴会場ご利用に関する共通約款」（以下「本件約款」という）第7条〔本会場における事故・盗難について〕（以下「本件条項」という）の内容を検討したところ、同条項が消費者契約法に違反すると判断し、裁判上の差止請求権を行使するとの結論に達しました。

貴社からは、本件約款の本件条項の解釈などについて書面にてご説明をいただいておりますが、本件条項を消費者契約法に沿う形で廃止または修正することについてご了解をいただけていない現状では、現時点においても当該条項が不特定かつ多数の消費者との

間の契約に利用されていると考えざるをえません。

従って、当法人は貴社に対し、消費者契約法41条1項の請求として本書面を送付いたします。これにより、本書面が到達したときから1週間を経過した後は、当法人は、貴社に対し、消費者契約法12条3項に基づく差止請求訴訟を提起することが可能になりますのでご留意ください。

(訴えを提起する予定の裁判所) 岡山地方裁判所

第1 請求の要旨

当法人が貴社に対して求める事項は以下のとおりです。

- 1 貴社は、消費者との間で、結婚式場利用契約を締結するに際し、会場において発生した事故・盗難の責任について、別紙契約条項目録記載の条項を内容とする意思表示を行わないようにしてください。
- 2 貴社は、前項の条項が記載された書面を破棄してください。
- 3 貴社は、その従業員らに対し、下記の内容を記

載した書面を配布してください。

記

株式会社スタイルズは、消費者との間で結婚式場利用契約を締結するに際し、別紙契約条項目録記載の契約条項を含む意思表示を行いませんので、当社が当該条項を使用した結婚式場利用契約を行うための事務一切は行わないようにし、当該条項が記載された契約書面は全て廃棄してください。

第 2 紛争の要点

- 1 本件条項が消費者契約法 8 条 1 項 1 号及び 3 号に違反すること

貴社は、消費者との間で結婚式場利用契約を締結するに際し、会場において発生した事故・盗難について、貴社が一切の責任を負わないという内容の本件条項を使用しています。

まず、本件条項が消費者契約法 8 条 1 項 1 号及び 3 号にいう、消費者に生じた損害を賠償する責任の全部を免除する条項であることは明らかです。

次に、消費者契約法 8 条 1 項 1 号「事業者の債

務不履行により」及び同条同項3号「消費者契約における事業者の債務の履行に際してされた当該事業主の不法行為により」に該当するか否かが問題となります。

ここで、会場において発生する事故には、什器備品・会場建具などの保全不備や清掃不十分による破損や状態不良に伴うものが考えられます。また、盗難も貴社従業員によるものが考えられます。

従って、貴社が会場の設置・運営主体として消費者に対し安全配慮義務を負っている以上、債務不履行責任を負う場合はあり、また、不法行為責任を負う場合も当然ありうることとなります。

以上からすれば、本件条項が消費者契約法8条1項1号及び3号に違反していることは明らかです。

3 結論

以上のとおり、本件条項は消費者契約法8条1項1号及び3号に違反するものであり、請求の要旨記載のとおりに対応を求めます。

以 上

(別紙)

契約条項目録

第7条 本会場における事故・盗難について

本会場ではクロークを設け、本パーティー等の開催日当日ご出席されるお客様のお荷物などをお預かりさせて頂くサービスを行っておりますが、現金、貴重品などの高価品のお預かりはお断りをさせて頂いております。万一、本会場におきまして事故・盗難が発生した場合、弊社としましては一切責任を負えませんので、十分ご注意頂きますようお願いいたします。

以上